

別添 1

畜産クラスター計画に係る総合評価基準

I 畜産クラスター計画に係る総合評価基準

※ 各評価項目の採点の根拠とした資料を添付すること

評価する内容	評価の方法	
(1) 地域の政策課題への対応	協議会の取組が都道府県計画等の地域計画等と整合し、都道府県等の支援を受けて高い効果を発揮するかについて評価。	25点
① 目的の設定が収益向上に資するものとなっており、政策課題に対応した成果の上がるものとなっている。	「特に推進すべき取組」(別添)に列挙された次の政策課題(テーマ)に対応し、各地域の実態を踏まえて、成果が上がるものとなっているかについて、次を評価。 政策課題(テーマ) i) 新規就農の確保、ii) 担い手の育成、iii) 労働負担の軽減、iv) 飼養規模の拡大・飼養管理の改善、v) 自給飼料の拡大、vi) 畜産環境問題への対応、vii) その他都道府県が別途定める課題 ○ 目的の設定と政策課題への対応 地域の実態を踏まえて目的が設定されており、協議会が重点的に取り組む政策課題(テーマ)と畜産クラスター計画で定めた政策課題(テーマ)について、その課題に着目した取組が実際に行われ、収益向上に資するものとなっているか。	最大7点
② 協議会の取組と都道府県計画等が整合している。 ※ 都道府県計画等とは、次のいずれかをいう。 ・酪肉近都道府県計画 ・酪肉近市町村計画 ・畜産再興プランに係る緊急3課題の目標 ・その他都道府県、市町村が策定し公表	協議会の取組が都道府県計画等で推進すべき政策課題と整合的なものになっているかについて、協議会の取組が、都道府県計画等のどの部分に該当するかを明らかにした上で、次を評価。 ア) 都道府県計画等との整合性 都道府県計画等の実現に向けて効果を発揮する取組であるか。 イ) 都道府県計画等の優先度合い 都道府県計画等に掲げられた項目のうち、特	最大10点

している独自の振興計画	に優先度が高いとされた項目に対して、高い効果を発揮する取組であるか。	
③ 都道府県等が補助その他の施策により支援している。	都道府県、市町村、農協等の地域の機関が、畜産クラスター計画に位置づけられた取組に対して、補助、融資等による支援を行っているかを評価。	最大5点
④ 収益向上に貢献し得る他の政策課題に対応し、成果が上がるものとなっている。	①の政策課題のほか、地域の実態を踏まえて、例えば次のような課題に即した取組を実施するかを評価。 ア) 女性の参画 イ) 輸出促進 ウ) 雇用の創出 エ) 新たな産業の創出（6次産業化等） オ) 畜産業に関する一般消費者の理解促進（食育等）に資する取組を行い、効果が明らかになっている場合に、その課題の数に応じて加点する。	効果が明らかになっている場合に、その課題の数に応じて加点し、最大3点
(2) 行動計画の実現可能性	畜産クラスター計画の「行動計画」が実現可能なものか、その確からしさを評価。	25点
① 行動計画の内容が、現状分析・将来像を踏まえた妥当なものとなっている。	行動計画の内容（規模、スケジュール、支援対象等）の、「目的」欄で記載している現状分析、目指す将来の姿との関係において、次を評価。 ア) 地域の固有の事情への対応 各地域の実態を踏まえた固有の対応策として、有効な方策であって、目指す将来の姿の方向性に合致したものとなっているか（一般的、表層的なものとなっていないか。）。 イ) 取組の規模 現状分析と目指す将来の姿に照らして、適切な規模となっているか。（解決すべき課題や目標設定が曖昧なため、規模が適切か判断できない、又は地域や構成員の実態に照らして実現の見込みがない程に過大な目標になっていないか、逆に、局所的、一時的な過小な取組となっていないか。）。	最大6点

② 行動計画が、中心 的な経営体やその 他の構成員が実行 に移せるよう具体 的で明確なものとな っている。	行動計画が実現可能かを、個々の構成員の活動 に着目して判断するため、次を評価。 ア) 行動計画の具体性 行動計画の中で、 a) 中心的な経営体 b) その他の構成員（中心的な経営体を支援する関係機関） c) 協議会の事務局 が、それぞれ、 x) 何を行うのか y) いつまでに行うのか z) どのような役割で相互に連携しているのか が明確になっているか。（施設整備、機械リース 事業の直接の対象でない者の役割も明らかになっ ているか） イ) 構成員毎の現在の取組状況 これまでの中心的な経営体、その他の構成員 の取組状況及び事務局の組織・体制、活動実績 を踏まえ、それぞれの取組内容が、それぞれが 実施可能なものとなっているか。	最大6点
③ 取組の準備状況 から、行動計画が 実行されると見込 まれる。	行動計画を実行するために、準備が十分に進ん でいるかを判断するため、次を評価。 ○ 実行に向けた準備の状況 ア) 体制の整備 （事務局の人員が整っているか、取組毎の役割分担の決定・組織化がなされているか） イ) 会議等の開催（協議会の会合、取組毎の会合が適時に実施されているか） ウ) スケジュール （明確な作業スケジュールが定められ、進行管理がなされているか） 等の実施状況、検討状況について、根拠資料を 確認し、今後の取組が着実に実施されると見込 まれるか。	最大8点
④ 高収益型畜産体 制構築事業（調査 ・実証事業）や協 議会独自で行って いるこれまでの取	行動計画に定めた取組に関するこれまでの取組 実績について、実施状況や成果に関する根拠資料 を確認し、次を評価。 ア) 高収益型畜産体制構築事業等の成果の反映	最大5点

組の成果が計画に反映されている。	高収益型畜産体制構築事業（調査・実証事業）及びその他の協議会独自の取組の成果が明らかになっており、行動計画がその成果に基づいたものとなっているか。 イ）調査・実証事業の計画 今後、調査・実証事業を実施する計画を有しており、調査・実証事業で目指す成果が、行動計画の実現に資するものとなっているか。	
(3) 収益向上の効果	行動計画を着実に実行した場合、地域の収益向上に向けて高い効果を発揮するかを評価。	15点
① 行動計画に示された取組が、地域の収益向上に資するものとなっている。	行動計画に示された取組が、地域の収益向上に資するかについて、次を評価。 ア）行動計画と期待される効果の因果関係 「行動計画」に定められた取組（何年間継続するか、幾つの経営体がどの程度の規模で行うのか）と、「期待される効果」に示された効果（コストがどれだけ削減され、又は販売額がどれだけ増加されるか）との因果関係が明らかであるか。 イ）収益向上効果の算定 それぞれの取組による効果が、コスト削減や販売額の増加といった指標に換算され、収益向上の効果として適切に算出されるなどにより、取組の収益向上への効果が明らかになっているか。 ウ）関係機関（その他の構成員）の貢献 施設整備や機械導入を行った場合の直接的な効果以外に、地域の関係機関（自治体、生産者団体、飼料・機械メーカー、流通・販売企業など）の構成員の連携の取組により、収益が更に向上するものとなっているか。	最大10点
② 収益向上効果の把握・検証が適切に行われ、目標・	収益向上の効果について、その把握・検証が適切に行われるとともに、目標や検証結果が理解・共有されているかを評価。	最大5点

検証結果が理解・共有されている。	ア) 効果の把握・検証 収益向上の効果を把握するためのデータが、個別経営からも含めて収集され、その効果を検証することが可能であるか。 イ) 目標・検証結果の理解・共有 収益向上の目標とその達成のための取組の効果の検証結果を理解・共有し、必要な改善策を講ずることが可能となっているか。	
(4)連携の実効性 ① 協議会内で取組に応じた連携体制が整備されている。	行動計画を着実に実行した場合、地域の連携が実効性を持つかについて評価。 連携体制の整備状況について、会合の開催状況や取組実績等の根拠資料を確認の上、次を評価。 ア) 連携体制の整備状況 a) 施設の共同利用を通じた取組 共同利用施設が多くの経営体に効果的に活用されるための方法・計画について、関係者間での話し合い等を通じて具体的な方法・計画が明らかにされており、その方法・計画の理解が醸成されているか。 b) 個々の中心的な経営体が地域的に連携する取組 地域全体での目標や個々の中心的な経営体の取組の効果を地域に波及するための方法・計画について、話し合い等を通じて具体的な方法・計画が明らかにされており、それが個々の経営体の実際の取組につながるよう、協議会事務局等により広報・指導、推進などが行われているか。 イ) 取組の効果等についての情報共有 協議会内での取組の実施状況が報告、把握され、取組の効果や改善方法についての話し合い等を通じて、情報共有がなされるようになっているか。	10点 最大5点

② 中心的な経営体とその他の構成員の役割分担が明確で相互に効果的に連携している。	中心的な経営体とその他の構成員の役割分担の明確さ、効果的な連携について、評価。 ア) 明確な役割分担と関係者の認識 協議会の取組内容や行動計画において、中心的な経営体とその他の構成員（生産者団体、飼料・機械メーカー、流通・販売業者などの関係機関）の役割がそれぞれ明らかになっており、その役割分担が十分に行われているか。定期的な話し合いの場や互いの連絡等により互いの役割が確認されているか。 イ) 相互の効果的な連携 中心的な経営体とその他の構成員の役割が相互に関連し合い、十分な効果を発揮できるものとなっているか。定期的な話し合いや連絡等により、役割分担の実効性を検証し、改善方法を見い出し実施することができるものとなっているか。	最大5点
---	--	-------------

合計 75点

Ⅱ 施設整備の事業計画に係る総合評価基準

※ 各評価項目の採点の根拠とした資料を添付すること

1 施設整備による直接的な効果等

評価する内容	評価の方法	配点
(1) 施設整備を実施する中心的な経営体の評価	中心的な経営体が、施設整備により収益向上が見込まれるかについて評価する。	15点
① 施設の活用等の準備状況が整っており、行動計画に沿った活用が見込まれる。	整備した施設の活用等に係る準備状況（補助残の手当を含む。）及び過去の実績から、整備する施設が行動計画に沿って確実に活用され、効果が発揮されると見込まれるか。	最大5点
② 中心的な経営体自身の収益向上が図られている。	中心的な経営体自身の収益が十分に向上すると見込まれるか。 施設整備の内容、行動計画における施設の利用の具体的な内容から、中心的な経営体の収益向上の効果の達成が期待されるか。	最大5点
③ 中心的な経営体へのサポート体制が構築されている。	施設整備事業及び整備した施設の利用に関する中心的な経営体への関係機関等のその他の構成員によるサポート体制が構築されているか。	最大5点
(2) 施設整備による生産基盤強化、新規就農の確保、飼料自給率等への効果	施設整備による飼養規模の拡大、飼料自給率等への効果を行動計画との整合性、それぞれの効果の伸び率（規模の大小によらない）により評価する。 ① 家畜飼養管理施設・家畜排せつ物処理施設（飼養頭羽数の伸び率） 新設 (補改修のみ) 点数 ・ 100%以上 (50%以上) 5点 ・ 50%以上 (25%以上) 4点 ・ 30%以上 (15%以上) 3点 ・ 10%以上 (5%以上) 2点 ・ 10%未満 (5%未満) 1点 ・ 新規就農の場合 5点 ② 自給飼料関連施設 (飼料の作付面積、収穫量、単収又は飼料自給率の拡大)	5点

	整備前の自給飼料作付面積等に応じて、次の配点を行う。 <table><tr><th>新 設</th><th>点数</th></tr><tr><td>(600ha未満) (600ha以上)</td><td></td></tr><tr><td>・ 20%以上 10%以上</td><td>5 点</td></tr><tr><td>・ 10%以上 5 %以上</td><td>4 点</td></tr><tr><td>・ 8 %以上 4 %以上</td><td>3 点</td></tr><tr><td>・ 6 %以上 3 %以上</td><td>2 点</td></tr><tr><td>・ 6 %未満 3 %未満</td><td>1 点</td></tr></table> ※ 補改修の場合は、600ha以上の配点に準じる。 ③ 畜産物加工施設 (整備した畜産物加工施設における全処理量に対する当該協議会構成員の生産した畜産物の処理量の割合) <table><tr><td>・ 100%</td><td>5 点</td></tr><tr><td>・ 80%以上</td><td>4 点</td></tr><tr><td>・ 60%以上</td><td>3 点</td></tr><tr><td>・ 50%以上</td><td>2 点</td></tr><tr><td>・ 50%未満</td><td>1 点</td></tr></table>	新 設	点数	(600ha未満) (600ha以上)		・ 20%以上 10%以上	5 点	・ 10%以上 5 %以上	4 点	・ 8 %以上 4 %以上	3 点	・ 6 %以上 3 %以上	2 点	・ 6 %未満 3 %未満	1 点	・ 100%	5 点	・ 80%以上	4 点	・ 60%以上	3 点	・ 50%以上	2 点	・ 50%未満	1 点	
新 設	点数																									
(600ha未満) (600ha以上)																										
・ 20%以上 10%以上	5 点																									
・ 10%以上 5 %以上	4 点																									
・ 8 %以上 4 %以上	3 点																									
・ 6 %以上 3 %以上	2 点																									
・ 6 %未満 3 %未満	1 点																									
・ 100%	5 点																									
・ 80%以上	4 点																									
・ 60%以上	3 点																									
・ 50%以上	2 点																									
・ 50%未満	1 点																									
(3) 収益向上効果に対する投資効率	総事業費が3億円を超える事業について、「収益向上効果（経営体の所得向上効果）」 ÷ 「総事業費」で算出される値により、収益向上効果に対する投資効率を評価する。 <u>「収益向上効果（経営体の所得向上効果）」</u> 「総事業費」 の値に応じて、5点から減点 <table><tr><td>・ 1 %未満</td><td>: 4 点減</td></tr><tr><td>・ 1 %以上 3 %未満</td><td>: 3 点減</td></tr><tr><td>・ 3 %以上 6 %未満</td><td>: 2 点減</td></tr><tr><td>・ 6 %以上 9 %未満</td><td>: 1 点減</td></tr><tr><td>・ 9 %以上及び総事業費 3 億円以下の事業</td><td>: 減点なし</td></tr></table>	・ 1 %未満	: 4 点減	・ 1 %以上 3 %未満	: 3 点減	・ 3 %以上 6 %未満	: 2 点減	・ 6 %以上 9 %未満	: 1 点減	・ 9 %以上及び総事業費 3 億円以下の事業	: 減点なし	5点														
・ 1 %未満	: 4 点減																									
・ 1 %以上 3 %未満	: 3 点減																									
・ 3 %以上 6 %未満	: 2 点減																									
・ 6 %以上 9 %未満	: 1 点減																									
・ 9 %以上及び総事業費 3 億円以下の事業	: 減点なし																									

2 施設整備の地域全体への波及効果等

評価する内容	評価の方法	配点
(1) 施設整備と畜産クラスター計画の整合性	施設整備と畜産クラスター計画との整合性、関連する取組の具体性等から、当該施設整備による効果の実現可能性を評価する。	12点
① 施設整備の内容と行動計画の内容が整合的である。	施設整備の規模、機能、利用方法が、行動計画で実施することとしている取組に照らして適切なものであるか。 (不必要な機能を有する施設整備の内容となっていないか。継続的な利用によりクラスター計画の目標を達成できると見込める利用方法となっているか。)	最大6点
② 施設整備の内容と収益向上効果が整合的である。	整備した施設を利用した取組が行動計画に沿って着実に行われた場合、地域全体の収益向上に効果的なものとなっているか。	最大6点
(2) 政策課題への対応		12点
① 畜産クラスター計画に示された政策課題に対して効果を有する。	畜産クラスター計画に示された政策課題(「特に推進すべき課題」、都道府県計画等に整合する課題)に対して、効果的な施設として利用されると見込まれるか。	最大6点
② 都道府県、市町村等が課題への対応状況を把握し、必要な支援を行える。	政策課題への対応について、都道府県が施設の利用状況を確認・把握することができ、必要な支援を行うほか、施設利用の成果を計画的に活用する方策が存在するか。	最大6点
(3) 整備した施設に係る活用方法・効果の地域的な共有		11点
① 整備した施設の活用方法について地域的な体制が整備されている。	ア) 共同利用施設 整備した施設の共同利用を通じた取組について、共同利用施設が多くを経営体に効果的に活用されるための方法・計画についての関係者間での話し合い等を通じて、具体的な方法・計画を明らかにしており、その方法・計画の理解が醸成されているか。	最大6点

	イ) 個々の中心的な経営体の施設 個々の中心的な経営体が整備した施設を地域的な連携により活用する取組について、地域全体での目標や個々の中心的な経営体の取組の効果を地域に波及するための方法・計画についての話し合い等を通じて、具体的な方法・計画を明らかにしており、それが個々の経営体の実際の取組につながるよう協議会事務局等により、広報・指導、推進などが行われているか。	
② 施設整備の効果について、地域内で情報共有ができる。	整備した施設を活用する取組の実施状況が報告、把握され、取組の効果や改善方法についての話し合い等を通じて、情報共有がなされるようになっているか。	最大5点

合計 60点

(別添)

《政策課題と特に推進すべき取組》

i) 新規就農の確保

- (恒常的かつ組織的な新規就農希望者の確保対策)
- (恒常的かつ組織的な離農農場情報の収集と新規就農希望者への提供)
- (恒常的かつ組織的な新規就農者の技術習得支援)
- (組織的な高齢生産者から新規就農者への知識・経験の継承の取組)

ii) 担い手の育成

- (恒常的かつ組織的な担い手への技術習得支援)
- (組織的な取組による担い手の農場等を活用した技術実証)
- (生産者グループによる勉強会の実施)
- (管理獣医師や経営アドバイザーを活用した外部評価)

iii) 労働負担の軽減

- (組織的な取組による放牧の実施)
- (外部支援組織 (TMRセンター、コントラクター、CS、CBS、ヘルパー) の利用拡大)
- (省力化ロボットの導入)
- (ICTを活用した精密飼養管理システムの導入・活用)

iv) 飼養規模の拡大・飼養管理の改善

- (外部支援組織 (TMRセンター、コントラクター、CS、CBS、ヘルパー) の利用拡大)
- (繁殖・肥育一貫経営への移行)
- (性判別技術や受精卵移植技術の活用)
- (マルチサイト方式の導入)
- (オールインオールアウト方式の導入)
- (地域的・組織的な家畜改良の取組への参画)

v) 自給飼料の拡大

- (飼料用米・稲WCSの利用拡大)
- (外部支援組織 (TMRセンター、コントラクター) の利用拡大)
- (組織的な取組による放牧の実施)
- (イアコーン等の新たな濃厚飼料原料の生産・利用)
- (エコフィードの生産・利用の拡大)

vi) 畜産環境問題への対応

- (畜産環境アドバイザーの活用)
- (臭気対策して、高度で最適な低減技術 (バイオフィルター、光触媒等) の活用)
- (汚水処理対策として、高度で最適な処理技術 (活性汚泥処理、膜処理等) の活用)
- (地方公共団体が参画した地域理解の醸成)

vii) その他都道府県知事が別途定める課題